



プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会、宮城県政記者会》

平成29年12月6日
国土交通省 東北運輸局

トラック取引環境改善に向けた約款改定状況 ～新料金の届出事業者は約4分の1～

平成29年11月4日から、国土交通省が改正告示した「標準貨物自動車運送約款（※）」（以下、標準約款と言います）が施行されました。

新たな標準運送約款の目的は、運送に係る対価（運賃）と、運送以外のコスト（積込みや荷待ち）に係る料金について、これまで曖昧だった区別を明確にし、貨物運送事業者が適正な運賃と料金を収受し取引環境が改善されるようにすることにあります。

この改正に伴い、標準運送約款を使用する一般貨物自動車運送事業者は新たな料金を設定する届出か、旧標準運送約款を引き続き使用する旨の認可申請かのいずれかの手続を行う必要があります。

12月1日現在、改正から30日後までに行うべき手続を行った管内事業者は1,957者で、うち新標準運送約款に基づく料金届出事業者は1,014者で全体の約4分の1にとどまっています。

管内事業者数 （一般・特積） （27年度末現在）	新約款に基づく料金 届出	旧約款 認可申請	合計
4,147者	1,014者(24.5%)	943者(22.7%)	1,957者(47.2%)

（※）運送約款とは：多数の取引相手に対し、迅速・安定的な取引を行うために、予め定型化した運送契約を定めたもののこと。

東北運輸局では、貨物運送事業者に対して引き続き新標準運送約款の利用推進を行うとともに、手続遂行を徹底してまいります。

また、貨物運送事業者の取引環境及び労働環境の改善には、荷主企業の協力が必要不可欠であることから、関係業界に対して貨物運送事業への理解と周知をはかってまいります。



《問い合わせ先》
東北運輸局 自動車交通部貨物課 渡辺、高橋
TEL：022-791-7531